

○三重大学三翠ホール使用細則

(令和3年3月24日細則第845号)

(趣旨)

第1条 三重大学三翠ホール(以下「三翠ホール」という。)の使用に関しては、三重大学三翠ホール使用規程(以下「規程」という。)に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(使用承認基準)

第2条 規程第5条第1項第3号、第5号及び第6条の規定により使用を承認する場合の基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 規程に定める要件を満たしていること。
- (2) 使用目的が営利を目的としないものであること。
- (3) 特定の政治及び宗教等にかかわる集会でないこと。
- (4) その他三翠ホールの使用として適当と認められること。

(設備等操作管理者等)

第3条 規程第17条に定める設備等操作管理者は、施設部施設管理課長が命ずる者とし、操作の対象設備は次に掲げるものとする。

- (1) 舞台設備に関するもの
- (2) 舞台照明設備に関するもの
- (3) 音響設備(大ホール)に関するもの
- (4) 空調設備に関するもの
- (5) 音響設備(小ホール)に関するもの
- (6) 映像設備に関するもの

2 各部局等の長は、年度当初に規程第17条に定める設備等操作担当者を定め、速やかに、施設企画チームに報告しなければならない。

3 設備等操作管理者は、施設等の円滑な運用を図るため、設備等操作担当者を対象に施設等の操作に関する講習会を年1回以上実施し、操作法を指導するものとする。

4 設備等操作担当者は、使用者に対して、三翠ホールの施設等の使用に際しての必要な知識の提供を行うものとする。

5 行事の運営上必要な施設等の操作については、使用者が行うものとする。ただし、専門的知識を必要とするときは、使用者の責任において専門的知識を有する者を配置するものとする。

(雑則)

第4条 この細則に定めるもののほか、三翠ホールの使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この細則は、令和3年4月1日から施行する。

2 三重大学講堂使用細則(平成16年7月14日細則第69号)は、廃止する。